

## 第2章 青少年を取り巻く現状と課題

現 行	見直しの方向
<p>近年の少子・高齢化という人口構造の急激な変化の下での情報化、国際化、消費社会化の進行等我が国の社会情勢の変化は、家庭、学校、職場、地域等青少年を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>こうした影響は、社会の変化を的確に捉えボランティアや国際貢献活動等に積極的に取り組む若者を増加させる一方、他方で青少年非行の低年齢化や凶悪化、青少年を被害者とする事件の増加、いじめや引きこもり、虐待、さらには若者の社会的自立の遅れ等といった憂慮すべき状況を生じさせています。</p>	
<p><b>1 青少年を取り巻く社会環境の変化</b></p> <p><b>(1) 少子化等の進展</b></p> <p>近年、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴い、晩婚化が進行、未婚率が上昇する傾向にあり、出生率は低下傾向にあります。</p> <p>ア 本道の平成18年における合計特殊出生率(※)は、1.18で東京都に次いで低い水準となっています。全国平均は1.32であり、昭和40年以降全国平均を下回る出生率が続き、全国を上回るスピードで少子化が進んでいます。</p> <p>イ 青少年の人口の推移に関しても、総人口に占める青少年人口の割合及び青少年人口数ともに減少傾向が続いており、本道の18歳未満の青少年人口比率及び人口数は、平成17年で15.8%、889,638人となっており、全国平均の16.7%を0.9ポイント下回る状況となっています。</p> <p>また、平成12年の17.5%、997,078人と比べ、1.7ポイント、107,440人の減少となっています。</p>	<p>「(伴い、) 未婚率は横ばいで推移しているものの、晩婚化が進行しています。出生率は平成17年を境にやや上向いているものの、依然低水準で推移しています。」に修正</p> <p>平成24年度本道1.26、全国平均1.41に修正</p> <p>全国で3番目に低い水準に修正</p> <p>本道、平成22年14.7%、811,497人に修正、全国平均16.0%を1.3ポイント下回るに修正</p> <p>平成17年の15.8%、889,638人に比べ1.1ポイント78,141人の減少に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>ウ 北海道の18歳未満の親族がいる世帯における18歳未満の子どもの数は、平成17年で1世帯当たり1.67人であり、全国平均の1.72人を0.05人下回る状況となっています。</p> <p>また、平成12年の1.72人と比べると、0.05人減少しています。</p>	<p>本道、平成22年で1世帯当たり1.66人、全国平均、1.71人を0.05人下回るに修正</p> <p>平成17年の1.67人と比べて0.05人減少に修正</p>
<p>エ このような少子化の進行は、子ども同士が社会性や自主性を身に付けるための交流機会の減少等に影響しています。</p>	
<p>オ なお、北海道の65歳以上の高齢者人口比率及び人数は、平成17年で21.4%、1,205,692人であり、全国平均の20.1%を1.3ポイント上回る状況となっています。</p> <p>また、平成12年の18.2%、1,031,552人と比べ、3.2ポイント、174,140人増加しています。</p>	<p>本道、平成22年で24.7%、1,360,460人、全国平均、23.0%を1.7ポイント上回るに修正</p> <p>平成17年21.4%、1,205,692人と比べ、3.3ポイント、154,768人増加に修正</p>
<p>カ また、核家族(※)化も年々進行しており、全親族世帯数に対する核家族世帯比率及び世帯数は、平成17年で88.0%、1,394,874世帯であり、平成12年の86.9%、1,379,076世帯と比べ、1.1ポイント15,798世帯の増加となっています。</p>	<p>「全親族世帯数に対する核家族世帯数及び世帯比率は、平成22年の全親族世帯1,554,114世帯のうち核家族世帯数が1,390,075世帯で89.4%であり、平成17年の全親族世帯1,585,405世帯のうち核家族世帯数が1,394,874世帯で88.0%に比べて、1.4ポイント増加」</p>
<p>さらに、1世帯当たりの人員数は、平成17年で2.31人であり、平成12年の2.42人と比べ、0.11人減少しています。</p>	<p>平成22年で2.21人であり、平成17年の2.31人と比べ、0.1人減少に修正</p>
<p>キ 核家族化の進行は、子どもたちの様々な交流機会の減少、子育ての実践的な知識継承機会の減少、子育てへの協力を得る機会の減少等に影響しています。</p>	
<p><b>合計特殊出生率</b>：一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定した場合の子どもの出生数</p> <p><b>核家族</b>：親と未婚の子どもだけからなる家族</p>	

現 行	見直しの方向
<p><b>(2) 高度情報化の進展</b></p> <p>マスメディアの発達、さらには、情報通信技術（ICT(※)）の急速な発展によるインターネットや携帯電話の驚異的普及は、新たな情報空間の拡大をもたらし、居ながらにして世界の情報を瞬時に手に入れる、あるいは、世界に向けて情報を発信することができるなど、多種多様な利便性をもたらしています。青少年は、ややもするところこうした情報空間の中で大人よりも先進的に情報を活用する傾向があります。</p> <p>しかし、こうした高度情報化の進展は、一方で、メディアによる間接体験や疑似体験、情報機器を介したコミュニケーションによる人間関係の希薄化、有害情報の氾らん、いわゆる出会い系サイトの被害、インターネット上のいじめ等、青少年の日常生活における危険性の増加にも繋がっています。</p> <p>ア 道内における携帯電話(PHSを含む)の加入数は、平成19年3月現在で4,032,494件であり、平成10年3月の1,529,943件と比べ、2,502,551件（163.6%）増加しています。</p> <p>イ 道内における携帯電話の所有状況は、小学6年生で25.9%、中学3年生で58.5%となっており、全国の28.0%、59.3%とほぼ同様の傾向となっています。</p> <p>ウ インターネットの利用者数は、平成18年度で、道民の54.5%と推計され、平成13年度の推計値の41.9%と比べて、12.6ポイント増加しています。高校生のパソコンによるインターネット利用率は74.5%、また、携帯電話の使用は96.0%となっています。</p>	<p>「出会い系サイト」を「出会い系サイトやコミュニティサイト」に修正</p> <p>平成25年3月現在で5,071,624件、平成19年3月と比べ、1,039,130件（25.8%）の増に修正</p> <p>「平成25年度の道内における携帯電話の所有状況は、小学校6年生で39.9%、中学3年生で67.3%と、平成19年度と比較して小学校6年生14.0ポイント、中学3年生で8.8ポイント上昇しています」に修正（H25学力調査）</p> <p>利用者数道民推計は調査がなくなったので削除</p> <p>高校生のネット利用は「高校生の授業以外でのネット利用状況は90.0%」に修正</p> <p>使用機器は複数にわたることから削除（出典：中学生・高校生のインターネット利用実態調査〔平成26年7月道教委〕</p>

現 行	見直しの方向
	<p>「特に、インターネットの急速な発達により、本道の中・高校生の53.9%がインターネットを授業以外に使う時間が2時間を超えており、1日の平均利用時間は中学生で2時間12分、高校生で3時間11分であり、また、「勉強時間や睡眠時間を犠牲にしているとの回答が高校性では4割を超えるなど、インターネットへの依存的な傾向が懸念されること」の趣旨を追加（出典：同上）</p> <p>「有害サイトから青少年を守るフィルタリング機能の設定について、中学生、高校性とも約半数に留まっている」の趣旨を追加（出典：同上）</p> <p>「インターネットを始めた時期は、高校性は「中学校との回答が一番多かったが、中学校では「小学校高学年」との回答が4割を超えるなど、インターネット利用の低年齢化が進んでいる」の趣旨を追加（出典：同上）</p> <p>近年、青少年がインターネットを通じた福祉犯罪に巻き込まれるたり、様々なトラブルの当事者になる事案が多発しており、とりわけ、インターネットや携帯電話を通じたいじめが社会問題になっている。</p>

現 行	見直しの方向
<p data-bbox="193 1070 1002 1155"><u>ICT</u>：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー 情報や通信に関する技術の総称</p>	<p data-bbox="1018 353 1468 1003">「商業施設を中心に急速に普及している無線LAN（Wi-Fi）は、携帯電話会社が提供する電話回線を経由することなくインターネットに接続できることから、携帯電話会社が提供するフィルタリングサービスが有効とならない場合があります、無線LAN（Wi-Fi）に接続できる機器にフィルタリングアプリの利用やWi-Fiサービスの利用を制限する設定をしなければ、新たな問題が発生する懸念がある」との趣旨を追加。</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>(3) 国際化の進展</b></p> <p>近年、国境を越えた経済活動や市場の拡大などを背景に、ボーダーレス化(※)・グローバル化が進展し、環境や資源・エネルギー、食糧の問題など国際的な相互依存関係が深まり、国際化がより身近に進展しています。</p> <p>ア 本道における東アジア地域をはじめとした外国人登録者数は平成18年で19,719人となり、平成9年と比較すると、5,276人(36.5%)の大幅な増加となっています。</p> <p>イ 東アジア地域やオーストラリアからの観光客も大幅に増加しており、外国人の来道者数は、平成18年度で590,650人となり、平成9年と比較すると、469,750人(388.5%)の増加となっています。</p> <p>ウ また、道内の外国人留学生数は、平成18年で1,790人となっており、平成9年と比較して、822人(84.9%)増加しています。</p> <p>エ こうした国際化の進展の中で、2008年7月7～9日には、北海道洞爺湖地域において、北海道洞爺湖サミット(首脳会合)の開催が予定されています。世界の中の北海道として、新たな発展への期待が一層高まっており、青少年の国際的視野の拡大や国際理解の促進、コミュニケーション能力の向上などが求められています。</p> <p><b>ボーダーレス化</b>：世界経済・情報通信・メディア・環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な事象や活動</p>	<p>平成25年22,629人、平成18年と比較し8,186人(14.8%)増に修正</p> <p>平成25年度1,153,100人、平成18年度と比較し1,034,500人(95.2%)と大幅増に修正</p> <p>平成25年で2,686人、平成18年と比較し、896人(150.1%)増に修正</p> <p>サミットに関する記載は既に相当な時間を経過しており「2008年7月……予定されています。」の部分を削除</p>
<p><b>(4) 消費社会化の進展</b></p> <p>物が大量かつ、多様に流通し、生活水準が向上する一方で、金銭的・物質的な豊かさを求め、物を大切にすることや我慢する心、さらには、自分や他者を大切にすることまでもが薄れてくるといった悪影響も指摘されています。</p> <p>ア ローンやクレジット、インターネット販売等が身近なものとなるとともに、深夜営業店舗が増加するなど、消費生活の利便性が向上する一方、青少年が様々なトラブルに巻き込まれるなど憂慮すべき状況も生じています。</p>	

現 行	見直しの方向
<p><b>2 青少年を取り巻く生活環境の変化</b></p> <p><b>(1) 家庭</b></p> <p>少子化や核家族化・小家族化等の進展に伴い、これまで親から子、子から孫へと伝えられた経験に基づく子育ての知恵や知識等が継承されにくい環境となってきました。</p> <p>また、家族内の子育てに携わる者も減少し、兄弟姉妹等子ども同士が直接関わる機会も減少するなど、家庭において、様々な社会的なルールやきまりを学習する機能の低下が懸念されています。</p> <p>ア また、少子化等に伴う親の過保護・過干渉等により、子どもが自ら行動する機会が減少しており、決断力や自立心が身に付きにくくなる一因となることも懸念されています。</p> <p>イ 生活様式の変化とも相まって、自分の部屋を有する青少年が大部分を占めるようになり、併せて、テレビゲームやパソコン、携帯電話等の普及が家族関係の希薄化を進行させていることや、家族それぞれの生活時間の相違等によるコミュニケーション不足も指摘されています。</p> <p>こうしたことにより、家族団らんの時間が減少し、親子のふれ合いの中で子どもに必要な判断力を身に付けさせたり、道徳心や規範意識について教える機会が減少することが懸念されています。</p> <p>ウ 食生活を取り巻く環境も大きく変化し、朝食の欠食、あるいは、孤食(※)や偏食等がすすみ、青少年の体力や運動能力の低下、さらには肥満や生活習慣病等といった課題が生じています。</p> <p>朝食の摂取状況を見ますと、週2・3日以上食べないことがある子どもが17.0%にもものぼり、そのうち、朝食をほとんど食べない子どもが4.3%を占めるなど憂慮すべき状況となっています。</p>	<p>全国の数値から道内の朝食の状況に修正</p> <p>「平成25年度全国学力・学習状況調査北海道版によると朝食を毎日食べている児童は85.9%、生徒は82.0%となっている一方、全く食べない児童は1.0%、生徒が2.0%いる状況にあります。」に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>エ また、父親は仕事中心になりがちな傾向が強く、子育てをはじめ、家庭内における父親の存在の希薄化は、子どもの成長に大きな影響を与えているといわれています。</p> <p>オ こうしたことから、他の要因とも相まって親子のふれあいの時間は減少し、ふれあいの中で子どもに必要な判断力や、道徳観、規範意識等を身に付けさせる機会が減少するとともに、親を敬い、家族を愛し、自分の感情をコントロールしながら人間関係を築き上げていく貴重な学習の機会が減少している状況もあります。</p>	<p>我が国の「子どもの相対的貧困率（※）は、平成7年頃から概ね上昇傾向にあり、平成21年には15.7%となっている。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準になっている」の趣旨を追加</p>



現 行	見直しの方向
<p><b>【北海道の青少年】</b>（注：この節は、置換後の記載）</p> <p><b>家族・親子関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親の意見にはできる限り従うべきだという考え方について、「思う・どちらかといえばそう思うが」65.7%、「思わない・どちらかといえばそう思わない」の30.6%の約2倍</li> <li>子どもは親から経済的に早く独立すべきだという考え方に対して、「思う・どちらかといえばそう思う」が78.6%、「思わない・どちらかといえばそう思わない」の14.5%の約5.4倍</li> <li>年老いた親を養うことにどう思うかに対して、「自分の生活力に応じて」が63.7%、次いで「どんなことをしてでも親を養う」が29.0%であり、「親自身の力や社会保障にまかせる」が4.8%であった。</li> </ul> <p>※ 出典：青少年の意識・意向調査(全日制) [平成26年2月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課]</p> <p><b>孤食</b>：家族が違う時間に一人一人食事をとること</p> <p><b>相対的貧困率</b>：OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算定した値</p>	<p>意識調査の調査項目が異なるため、最新の調査の関連調査項目とする</p>
<p><b>(2) 学校</b></p> <p>学校の中心的役割は、いうまでもなく学力・能力の形成にあります。学校は家庭と並ぶ重要な日常生活の場でもあり、人間関係や経験を通じて自己を形成していく重要な場です。</p> <p>ア 学校は、子どもたちの健やかな成長・発達のために、知育・徳育・体育をバランスよく培い、急速に変化していく社会状況に対応し、時代の要請にこたえる人材を育成することが求められています。</p> <p>イ 近年、家庭や地域の教育力の低下も指摘される中で、学校に対する期待は、より一層大きなものとなっています。</p>	

現 行	見直しの方向
<p>ウ 不登校、いじめ、校内暴力等の問題行動も依然として、重要な課題となっており、児童生徒の他者との関係づくり等社会性の基礎となるコミュニケーション能力の不足や規範意識の低下、倫理観の希薄化等も指摘されています。</p> <p>エ 父母の児童生徒に対する学習への期待は増大する一方、児童生徒の学習意欲や学習習慣の不十分さによる学力低下も指摘されています。</p> <p>オ 青少年が生涯にわたり健康で過ごせるように、基礎的体力の向上、食育(※)や体育、スポーツ活動の充実も必要とされており、学力や身体能力の向上、心豊かで創造的な人を育む教育の推進などが求められています。</p> <p>カ また、青少年が自らの個性や適性を自覚し、主体的に進路を選択し、社会的自立を果たしていくためには、キャリア教育等の充実もますます重要となってきています。</p> <p>キ 障がいのある幼児児童生徒が自立し社会参加するための資質を培うため、障がいの状況に応じた、特別支援学校や特別支援学級及び通級による指導の推進が必要であり、また、学習障がい (LD) (※)、注意欠陥・多動性障がい (ADHD) (※)、高機能自閉症(※)等の発達障がいによる特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への支援も課題となっています。</p> <p>ク さらに、近年児童生徒の安全を脅かす事件が学校内外で発生しており、学校における児童生徒の安全・安心の確保に向けた対策を進めるほか、開かれた学校づくりや特色ある学校づくり、教職員の資質・能力の向上などを通して、信頼される学校づくりを進めていくことも求められています。</p>	<p>「特にインターネットを介したいじめが社会問題化している」の趣旨を追加</p> <p>最近の表現方法にあわせ、「心豊かで創造的な人を育む」を「豊かな感性と創造を育む」に修正</p> <p>近年の状況から「学校における児童生徒の安全・安心の確保に向けた対策」を「地域と連携した児童生徒の安全・安心の確保に向けた対策」に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>【北海道の青少年】</b>（注：この節は、置換後の記載）</p> <p><b>学校生活</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に通うことの意義について（3つまで選んで回答）は、「一般的・基礎的知識を身につける」が84.3%、「友達との友情をはぐくむ」が73.0%</li> <li>・ 学校生活において満足を感じる事項としては、友だち関係、授業のやり方や内容等 一方、不満は学校の施設や設備のことが最多</li> </ul> <p><b>悩みや心配ごと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学、高校生の9割以上が、勉強、進学、友人等で何らかの悩みを持つ</li> <li>・ 悩みの主な内容（3つまで選んで回答）は、「勉学・進学」が最も多く77.0%、次に「就職のこと」が37.5%</li> </ul> <p>※ 出典：青少年の意識・意向調査(全日制) [平成26年2月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課]</p> <p><b>食育</b>：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること</p> <p><b>学習障がい(LD)</b>：一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習慣と使用に著しい困難を示す様々な状態</p> <p><b>注意欠陥・多動性障がい(ADHD)</b>：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい</p> <p><b>高機能自閉症</b>：自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの</p>	<p>意識調査の調査項目が異なるため、最新の調査の関連調査項目とする</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>(3) 職場</b></p> <p>北海道の雇用情勢は、改善されつつあるといわれているものの、全国と比較すると依然として厳しい状況にあります。</p> <p>ア 北海道の若者の失業率は、平成18年の平均で11.5%（15才～24才）と高い水準で推移し、新規学卒者の就職内定率は改善しているものの低い水準で推移しています。</p> <p>イ フリーター(※)や若年無業者(※)等については、ほぼ横ばいで推移していますが、新規学校卒業生の3年後の離職率は、全国に比べ高い水準で推移しています。</p> <p>求職と雇用のミスマッチなど業種・職種について理解を深めることも求められています。</p>	<p>「平成25年の平均で8.9%（15才～24才）とほぼ横ばいで推移し、」と修正</p> <p>「フリーター(※)や若年無業者(※)等については、ほぼ横ばいで推移していますが、」を「若年無業者(※)の数は、全国では平成14年に大きく増加した後、概ね横ばいに推移しており、平成25年度には約60万人である。年齢階層別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が15万人、25～29歳が17万人、30～34歳が18万人である」との趣旨に修正</p> <p>「若年無業者が求職活動をしていない理由や就業を希望しない理由を見ると、「その他」を除くと、15～19歳では「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」が、20～24歳と25～29歳では「病気やけがのため」が最も高く、捜したがみつからなかった」や「知識・能力に自信がない」といった理由も一定の割合を占めている」の趣旨を追加</p>

現 行	見直しの方向
<p>ウ 年間の総労働時間は、全国平均で平成18年は1,842時間となっており、平成14年の1,837時間から5時間増加しています。</p> <p>このうち、所定外労働時間は、平成18年は155時間であり、平成14年の137時間から18時間増加しています。</p> <p>エ また、全国の年次有給休暇取得率は、平成18年が47.1%であり、平成14年の48.4%から1.3ポイント減少しています。仕事を持つ保護者にとって、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス(※)）」の推進が必要とされています。</p> <p><b>【北海道の青少年】</b>（注：この節は、置換後の記載）</p> <p><b>職業観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働くことは何のためか（3つまで選んで回答）は、「生計費を得るため」が69.8%で一番多く、「社会のために役立ちたいから」が51.6%、「楽しい生活をしたいため」が39.9%、「自分らしい生き方をしたいから」が37.9%</li> <li>仕事を選ぶ際に重視すること（3つまで選んで回答）は、「収入」が67.7%で最も多く、「仕事の内容」が44.8%、「自分の夢」が35.5%、「職場の雰囲気」が30.2%、「事業や雇用の安定」が27.0%</li> </ul> <p>※ 出典：青少年の意識・意向調査(全日制) [平成26年2月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課]</p> <p><b>フリーター</b>：15～34歳で家事、通学等をしていない者で、「アルバイト・パート」の者、「アルバイト・パート」を探している者等</p> <p><b>若年無業者</b>：15～34歳で学校などを卒業し、未婚であって、仕事もせず、家事・通学をしていない若者、いわゆるニート</p> <p><b>ワーク・ライフ・バランス</b>：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態</p>	<p>統計確認中</p> <p>「全国の年次有給休暇取得率は、平成25年が47.1%であり、平成18年の47.1%と横ばいの傾向にあり改善されていない」という趣旨に修正</p> <p>意識調査の調査項目が異なるため、最新の調査の関連調査項目とする</p>

現 行	見直しの方向
<p>(4) 地域</p> <p>地域においては、子ども同士の遊びやふれ合いの機会、異年齢間の交流、自然体験・社会体験機会が減少しており、子どもたちが社会のルールや競争意識、思いやり等を学ぶ貴重な場や機会が減少しています。</p> <p>また、大人についても地域における連帯意識や地域で青少年をはぐくむ意識の希薄化が指摘されており、地域の教育力の低下が懸念されています。</p> <p>ア 地域に子育て中の親と子が気軽に集い、相談や交流、情報交換ができる場や機会も減少しており、都市化及び核家族化の進行に伴い、育児の負担や不安で悩む親が増加する中で、子育て支援機能の低下が指摘されています。</p> <p>また、身近な地域で青少年が被害者となる事件が起きるなど、地域の安全・安心にも問題が生じています。</p> <p>(ひきこもりについて、新たに記載) (家庭や学校だけの課題に押し込めず、広く地域の課題であると考えことから、「地域」に記載する)</p>	<p>「地域で大人との関わり合い・ふれあいの中で、社会参加の機会を得ることなどにより、将来の自立と社会を支える構成員としての成長を促すという視点が求められる」という趣旨を追加</p> <p>「平成22年に実施した全国の数値では、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」に該当した者（「狭義のひきこもり」）が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」（「準ひきこもり」）が46万人。双方をあわせると69.6万人が推計される」という趣旨を追加</p> <p>「ひきこもりになったきっかけについては、仕事や就職に関するものが多い」という趣旨を追加</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>【北海道の青少年】</b>（注：この節は、置換後の記載）</p> <p><b>地域活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今住んでいる地域に誇りを持っているかについて。「持っている・まあまあ持っている」が67.0%、「あまり持っていない・持っていない」が15.7%で6割以上が誇りを持っていると回答</li> <li>・ 地域の行事への参加状況については、「お祭り」が66.9%で最も多く、次いで「ボランティア活動」29.4% なお、「参加したことがない」は22.2%</li> <li>・ 地域の行事に参加したことがない理由については、「参加する機会がない」が60.0%、「参加する気にならない」が23.6%</li> </ul> <p><b>将来の社会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今の社会がどのようになればいいか（3つまで選んで回答）については、「誰もが生き生きと暮らせる社会にしてほしい」が64.5%、「犯罪のない安心して暮らせる社会にしてほしい」が50.8%、「学歴に左右されない社会にしてほしい」が35.1% で、上位4項目が30%を超える</li> </ul> <p>※ 出典：青少年の意識・意向調査(全日制) [平成26年2月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課]</p>	<p>意識調査の調査項目が異なるため、最新の調査の関連調査項目とする</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>(5) 青少年の福祉を阻害する状況と非行の助長</b></p> <p><b>福祉を阻害する状況と犯罪被害</b></p> <p>児童虐待事件や出会い系サイトを通じた児童買春事件等児童が被害者となる事件が多発しています。</p> <p>また、消費経済社会の進展による有害図書類(※)等の増加、ライフスタイルの変化や営業形態の多様化等による深夜営業施設等の増加、インターネットや携帯電話の急激な普及に伴う有害情報(※)の氾らんなど問題となっています。</p> <p>さらに、青少年の規範意識や倫理観の希薄化、性に関するモラルの乱れ、援助交際等性の逸脱行動も社会問題化しています。</p> <p>ア 全国の平成18年中の福祉犯(※)の検挙は、7,165件、6,532人であり、前年の6,837件、6,011人と比べ、328件(4.8%)、521人(8.7%)の増加となっています。</p> <p>福祉犯の被害少年は7,309人であり、前年と比べ318人(4.2%)減少しています。</p> <p>被害少年のうち、女子の被害が5,969人と全体の81.7%を占めています。</p>	<p>「出会い系サイト」→「コミュニティサイト・出会い系サイト」に修正</p> <p>「インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの急激な普及に伴う有害情報(※)の氾らん、ライフスタイルの変化や営業形態の多様化等による深夜営業施設等の増加なども問題となっています。」の趣旨に修正</p> <p>平成25年度全国7,687件、7,376人、平成18年の7,165件、6,532人と比べ522件(77.3%)、844人(12.9%)の増加に修正</p> <p>6,412人、平成18年と比べ846人(15.2%)減少に修正</p> <p>女子の被害が4,466人と全体の69.7%を占めるに修正</p>



現 行	見直しの方向
<p>イ 道内の平成18年中の福祉犯の検挙は、391件、371人であり、前年の292件、282人と比べ、99件（33.9%）、89人（31.6%）の大幅な増加となっています。</p> <p>福祉犯の被害少年は363人であり、前年と比べ43人（13.4%）増加しています。</p> <p>被害少年のうち、女子の被害が338人と全体の93.1%を占めています。福祉犯により性的な被害を受けた少年241人のうち、72人が出会い系サイトの利用によるものであり、前年の50人と比べ、22人（44%）の増加となっています。</p>	<p>平成25年中350件、321人、平成18年の391件、371人と比べ41件（10.5%）、70人（17.9%）の減に修正</p> <p>平成25年235人、平成18年と比べ128人、（35.3%）減に修正</p> <p>女子の被害206人、全体の87.7%に修正</p> <p>福祉犯により性的な被害を受けた少年155人のうち、7人が出会い系サイトの利用、79人がコミュニティサイトの利用によるものであり、インターネット利用による被害が平成18年の72人と比べ、14人（19.4%）増と修正</p>
<p>ウ 全国で平成18年中に少年（20歳未満）が被害者となった刑法犯の認知件数は30万9,104件であり、前年に比べ1万6,938件（5.2%）減少しています。</p> <p>罪種別にみると、凶悪犯(※)被害が1,462件、粗暴犯(※)被害が1万6,784件であり、前年に比べ凶悪犯は206件（12.4%）減少し、粗暴犯は1,255件（7.0%）減少しています。</p> <p>少年の性犯罪（強姦及び強制わいせつ）被害は5,342件であり、前年に比べ503件（8.6%）減少しています。</p> <p><b>少年非行、問題行動の状況</b></p> <p>近年の少年非行等に関しては、刑法犯少年は減少していますが、少年による特異・重大な事件は、本道においても続けて発生している状況にあります。</p> <p>ア 平成18年の刑法犯少年の検挙人員は、全国では13万1,604人であり、前年に比べ1万2,630人（8.8%）減少しています。</p> <p>また、道内では、4,176人であり、前年に比べ912人（17.9%）減少しています。</p>	<p>平成25年、認知20万921件、平成18年に比べ、10万8,183件（35.0%）減に修正</p> <p>凶悪犯969件、粗暴犯1万2,277件、平成18年に比べ凶悪犯493件（33.7%）の減、粗暴犯4,507件、（26.9%）の減に修正</p> <p>被害4,515件、平成18年に比べ827件（15.5%）減に修正</p> <p>平成25年、全国、6万9,061人、平成18年に比べ6万2,543人（47.5%）減、道内、2,018人、平成18年に比べ2,158人（51.7%）減に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>イ 刑法犯少年の同年齢1,000人当たりの人口比は、全国では10.6であり、前年に比べ0.8減少しています。</p> <p>また、道内では7.7であり、前年に比べ1.5減少しています。</p>	<p>全国、5.8、平成18年に比べ4.8減、道内、4.2、平成18年に比べ3.5減に修正</p>
<p>ウ 刑法犯全体に占める少年（14～19歳）の割合は、全国では29.4%であり、前年に比べ2.6ポイント減少しています。</p> <p>また、道内では27.9%であり、前年に比べ6.0ポイント減少しています。</p> <p>全国・道内とも少年の比率が減少傾向にあります。</p>	<p>全国、21.5%、平成18年に比べ7.9ポイント減、道内、15.4%、平成18年に比べ12.5ポイント減に修正</p>
<p>エ 刑法犯少年をみると、罪種別では、全国・道内とも窃盗犯が最多で、次いで占有離脱物横領(※)の順になっています。</p> <p>また、年齢別では、16歳が最多であり、学職別では高校生が最多となっています。</p>	
<p>男女別では、全国で77.1%、全道で82.2%が男子であり、全国・道内とも同様の傾向が現れています。</p>	<p>全国で83.4%、全道で83.2%に修正</p>
<p>オ 学校生活におけるいじめや校内暴力といった児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき状況であり、道内においても、こうした問題行動が重大な結果をもたらす残念な事件が発生しています。</p>	<p>オとカを統合して整理 「道内のいじめの発生件数は年によってばらつきがあり、過去5年間、3,300件から5,000件弱で推移している。平成24年度の発生件数は、4,978件であり、内訳が小学校が1,684件、中学校は2,192件、高校は1,051件、特別支援学校は51件」との趣旨で修正</p>
<p>カ いじめに関する状況は、全国では平成18年で124,898件を認知しており、調査方法の変更もあったことから、大幅に増加しています。学齢別の内訳では、小学校が最も多く60,897件を認知しています。道内の公立学校では、平成18年で7,785件を認知しています。</p> <p>また、学齢別では、小学校が最も多く4,099件を認知しています。</p>	
<p>キ いじめに起因する事件は、全国では平成18年で233件となっており、平成17年の165件と比べ68件（41.2%）の増加となっています。</p>	<p>全国、平成25年で410件、平成18年の233件に比べ177件（76.0%）増に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>児童虐待、交通事故被害等の状況</b></p> <p>児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。</p> <p>ア 全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、平成18年度で37,323件であり、前年度と比べ、2,851件（8.3%）増加しています。</p> <p>道内では、平成18年度で954件であり、前年度と比べ、92件（10.7%）増加しています。</p> <p>イ 児童虐待に起因する全国の事件の検挙件数は、平成18年は297件であり、前年と比べ、75件（33.8%）増加しています。</p> <p>道内では、平成18年は23件であり、前年と比べ、3件（15.0%）増加しています。</p> <p>全国・道内とも、罪種別にみると傷害・殺人が多い傾向にあり、被害児童の学職別では、未就学児が最多となっています。</p> <p>ウ 道内における交通事故死者数は、年間300人近くとなっており、多くの尊い生命が失われています。</p> <p>児童生徒についても、平成18年には、死者が8人、負傷者が2,172人となっています。</p> <p>エ 学校の管理下や登下校時に児童が犯罪に巻き込まれる痛ましい事件も他県において発生しており、道内における発生も懸念されています。</p>	<p>「児童虐待の相談件数は依然、減少することがなく、」に修正</p> <p>平成24年度で66,701件、平成18年度と比べ29,378件（78.7%）増、道内、平成24年度1,711件、平成18年度と比べ757件（79.4%）増に修正</p> <p>平成25年度で467件、平成18年度と比べ170件（57.2%）増、道内、平成25年度15件、平成18年度と比べ8件（34.8%）減に修正</p> <p>平成19年以降、国の統計が学職別で公表されなくなったことから、「被害児童の学職別」以下を削除</p> <p>死亡数を「ここ数年200人前後を推移」に修正</p> <p>統計確認中</p>

現 行	見直しの方向
<p><b>【北海道の青少年】</b>（注：この節は、置換後の記載）</p> <p><b><u>フィルタリングソフトの必要性</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話やスマートフォンのフィルタリングソフトの必要性については、「フィルタリングは必要」が30.2%にとどまった。次いで、「保護者として相談して決める」が24.2%、「不必要により個々の設定について保護者と相談して決める」が23.0%</li> </ul> <p><b><u>青少年が罪を犯したり非行に走ったりする原因</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年が罪を犯したり、非行に走ったりすることについて（3つまで選んで回答）は、「本人の罪の意識の欠落」が66.9%、「親(保護者)の放任主義」が35.1%、「家庭の居心地が悪いから」が34.7%</li> </ul> <p>※ 出典：青少年の意識・意向調査(全日制) [平成26年2月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課]</p> <p><b><u>有害図書類</u></b>：青少年の健全育成のために有害と認められる図書類（書籍、雑誌、録画テープ、録画盤等）</p> <p><b><u>有害情報</u></b>：インターネットの利用により得られる情報のうち、その内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの</p> <p><b><u>福祉犯</u></b>：少年の福祉を害する犯罪</p> <p><b><u>凶悪犯</u></b>：殺人、強盗、放火、強姦</p> <p><b><u>粗暴犯</u></b>：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合</p> <p><b><u>占有離脱物横領</u></b>：占有を離れた他人の物の横領</p>	<p>意識調査の調査項目が異なるため、最新の調査の関連調査項目とする</p>